

令和8年5月26日質問

質問内容	押印が必要な書類は「(様式第3) 土地利用計画書」「(様式第4) 事業実施体制等申告書」「委任状」の3点でよろしいでしょうか。
回答内容	押印が必要な書類につきましては、ご認識のとおり、下記の3点で相違ございません。 <ul style="list-style-type: none">・(様式第3) 土地利用計画書・(様式第4) 事業実施体制等申告書・委任状

質問内容	運営する駐車場の料金や時間は周辺駐車場を参考に入札者で設定してよいのでしょうか？ また、駐車車両の現状や見込みはどの程度を想定していらっしゃるのでしょうか？
回答内容	駐車場の駐車料金につきましては、実施要領（入札説明書）15用途の指定等（5）イに「周辺の公共駐車場の料金及び料金体系と同等のものとする。」と示してあるとおり、次の料金及び料金体系とします。 周辺の公共駐車場（桜島港駐車場） 入庫から24時間以内100円 24時間経過以降は、12時間ごとに100円 駐車車両の現状や見込みについては、駐車場の最大駐車台数が約300台で、令和6年10月の現地調査時点での駐車台数は約290台でしたが、有料化に伴う駐車車両の流出や民間を含む周辺駐車場との関係を考慮して、1日約250台程度の駐車台数を見込んでいます。 上記は参考ですので、物件の確認に合わせて現地の駐車状況をご確認いただきますようお願いいたします。 ※なお、現在は桜島学校の工事関係者車両も数多く駐車中のため、積算の際はご注意ください